



埼玉県報

第 2823 号
平成 28 年(2016 年)
8 月 12 日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例のあらまし（温暖化対策課）

条例

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（温暖化対策課）

告示

- 県庁LANネットワーク分離に係る機器賃貸借に関する落札者等の公示(情報システム課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する落札者等の公示（総務事務センター）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 県営土地改良事業栗和田地区（中山間地域総合整備事業 農業用道路整備）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業鴻巣・行田地区（区画整理事業）計画の決定及び計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 鴻巣行田土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しの縦覧（農村整備課）
- 川口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道大野東松山線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道阿佐間幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館棟移転業務委託に関する入札公告（循環器・呼吸器病センター）
- 技能検定員等資格審査に伴う告示（運転免許課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）
（温暖化対策課）

一 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、同法に条項ずれが生じたことから、規定の整備をするための改正

三 施行期日

平成二十八年八月十二日

条 例

埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十六号

埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第二十四条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第五十条第三項中「第二十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県庁LANネットワーク分離に係る機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年7月1日

4 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社 東京都江東区東雲1丁目7番12号

5 落札金額

134,811,151円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年5月17日

告 示

埼玉県告示第千二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育てステーションたんぽぽ

三 代表者の氏名

内海 弘美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市南四丁目二番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、久喜市及び周辺地域の人々に対する子育て支援を目的に、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交換を支援し、地域社会における市民活動・行政・企業・学校等が連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年7月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2

5 落札金額

122,472,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年5月24日

告 示

埼玉県告示第千二十九号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業栗和田地区（中山間地域総合整備事業 農業用道路整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年八月十五日から

平成二十八年九月十二日まで

二 縦覧場所

東秩父村役場

告 示

埼玉県告示第千三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業鴻巣・行田地区（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年八月十五日から

平成二十八年九月十二日まで

二 縦覧場所

鴻巣市役所

鴻巣市役所吹上支所

鴻巣市役所川里支所

行田市役所

行田市役所南河原支所

告 示

埼玉県告示第千三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、金子克司ほか二十五人からの鴻巣行田土地改良区設立の認可申請を平成二十八年八月九日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年八月十五日から

平成二十八年九月十二日まで

二 縦覧場所

鴻巣市役所

鴻巣市役所吹上支所

鴻巣市役所川里支所

行田市役所

行田市役所南河原支所

告 示

埼玉県告示第千三十三号

川口市から川口市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三十四号

川口市から川口市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道大野東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡嵐山町大字鎌形字北宿一 二七八番一地先から同郡同町大 字鎌形字南原一〇〇八番一地先 まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年八月十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年四月十六日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第三十五号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長一〇二 四・三八メートル。</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高

巖

<p>阿佐間幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市佐間字西二二六番一地从先から 同市佐間字陣屋々敷添五七一番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年八月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号で告示した道路区域の変更の一部供用開始である。 延長 一八二・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 調達する役務の件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館棟移転業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日

(4) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定にあたっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成 26 年埼玉県告示第 1096 号)に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」の「その他業務」に登録があり、かつ A 等級に格付けされた者であること。

(5) 平成 18 年 4 月 1 日以降、ICU を含む入院患者 50 人以上の移送を伴う一般病床

100床以上の病院の移転業務を2回以上、直接受注し履行した実績があること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井 1696 番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 事務局 新館等準備担当 鷺島

電話 048-536-9900 (内線) 2532 FAX 048-536-9920

(2) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札書等説明会

入札説明書、仕様書等に関する説明会への参加を希望する者に対して行う。

ア 日時

平成28年8月17日(水)

時間については参加希望者に別途連絡する。

イ 場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 5階 中会議室

ウ 参加申し込み方法

平成28年8月15日(月)午後5時までに(1)の場所に電話で申し込むこと。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

平成28年9月29日(木) 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

平成28年9月28日(水) 午後5時まで

上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

平成 28 年 9 月 29 日（木） 午前 10 時 10 分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成 14 年埼玉県病院事業管理規程第 4 号。以下「財務規程」という。）第 134 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 118 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成 28 年 8 月 22 日（月）午後 5 時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第 139 条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 14 年病院事業管理規程第 9 号）第 9 条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 136 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有

効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年8月25日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Moving of Saitama Cardiovascular and Respiratory Center

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 29, 2016 by bidding system (5:00 p.m., September 28, 2016 by hand or by mail)

(3) Contact Information

New ward preparations section, the secretariat,
Saitama Cardiovascular and Respiratory Center
360-0197 Itai1696, Kumagaya city, Saitama, Japan
Telephone: 048-536-9900

告 示

埼玉県公安委員会告示129号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成28年8月12日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成28年9月13日（火）

イ 技能審査

平成28年9月17日（土）及び10月4日（火）から10月7日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

平成28年10月11日（火）から10月14日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成28年8月12日（金）から8月26日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）